ロナで命の危険を感じるとこ に就いた。「1年目は新型コ 会から34年ぶりに会長ポスト 月、東京、大阪以外の弁護士 に見舞われた2020年4

つから始まった。先の見えな

イルス対応に奔走した2年間

うる月末の退任を前に、河北 台弁護士会=が任期満了に伴 た。前例のない新型コロナウ 新報社のインタビューに応じ 日弁連の荒中会長(行)=仙 い不安の中で、 私が震災の被

大震災の経験が大きかった と述べた。 報道

曹に結び付けるという東日本 は一現場の課題から制度の改

部・関根柄) (東京支社・吉江圭介、 ローン減免活用

新型コロナの世界的な流行

建できない」という被災者の った。「このままでは家が再 たのが「二重ローン問題」だ 災者であったことが役に立っ た」と振り返る。 震災時の体験として生かせ

ンはコロナ対策にも活用され と説明する。今、ガイドライ 度や運用の改善につなげた」 悩みを踏まえ、ガイドライン 定された。「現場の声から制 (被災ローン減免制度)が策

則などの改正に知恵を絞った

のシステムが機能するよう会 ない中でも日弁連の意思決定 雑化を念頭に置き、

た。被災者が抱える問題の複 を分析し、適切な支援に結び ースマネジメントの考え方が 家としてやり遂げることで風 付けなければならない。法律 重要。一人一人が背負う課題 化防止にもつなげたい」と話 「災害ケ 摘した。 どの機会を保障すべきだと指

事業者からの相談に応じる態 勢をつくったり、人が集まれ けて現場で困っている市民や コロナ禍では対策本部を設

长。

などの重罰を科す事件の証人

その上で「死刑や無期懲役

会長として組織運営の礎と

をまとめた中間報告書の発行 りした。江年2月、コロナ対 なった震災から11年が過ぎ は「大きな成果」と強調した。 策に関する日弁連の取り組み

勾留質問を受け、弁解するな る」と言及。裁判官の面前で IT化は促進する必要があ を受けないようにするための 開ける」との見解を示した。 できる。コロナ禍でも裁判が 的なハードルを下げることも せるほか、裁判所に入る心理 一方で、刑事訴訟は「容疑 被告の権利が不当に制約

要性が十分ある。移動をなく については「民事訴訟では必 権利へ配慮必要 法曹界で検討が進むして化 動作を生で見られないことが うだろうか」と問題提起し、 一裁判官が証人や被告の所作、 最間がリアルでなかったらど

れた宿題と感じるのが障害者 あってはならない」と力説し 仙台へ戻る。残さ

の支援にも力を注ぎたいとい 示した。罪に問われた障害者 利擁護につながる」と意欲を の発展型をつくりたい。支援 まいは何かと考えることは棒 の住まい。「グループホー を必要とする人たちが望む住

ている。

あら・ただし 1954年、相馬市 生まれ。東北大法学部卒。82年井 護士登録。2008年に仙台弁護士会 会長、09年に日井連覇会長に就任。 10~12年に日本司法支援センター 推進本部事務周長、12~14年に日 井連事務総長を務め、20年4月に 日井連会長に就任した。主に消費 者問題、高齢者や障害者の権利施 護に力を入れる。

IT化 民事訴訟で必要性

【河北新報提供】